

令和 7 年度精華町年末調整事務等委託業務仕様書

1 業務名

令和 7 年度精華町年末調整事務等委託業務

2 業務の目的

本業務は、本町職員に係る年末調整業務を委託することにより、当該業務に係る事務負担を軽減し、業務の効率化及び効果的な運用を図ることを目的とする。

3 業務概要

(1) 対象者数

精華町職員（正規職員のみ）約 370 名

(2) 業務内容

受注者は、精華町職員（以下、「職員」という。）の年末調整に係る申告書について、WEB 方式による申告内容の受付け（以下、「WEB 年調」という。）、申告内容の確認、照査および申告内容の精華町（以下、「町」という。）への電子データ等による提出等を行う。業務内容の詳細は次のとおりとする。

なお、受注者は WEB 年調により申告された内容について対応することとし、WEB 年調以外の方法（紙等）により町へ提出された申告書は、町で対応する。また、前職分に係る源泉徴収票についても、町で対応する。

(ア) 年末調整対象者（以下、「対象者」という。）情報の WEB 年調への反映

受注者は、町から対象者に係る職員情報、扶養親族等に係る情報、団体扱いの生命保険料等に係る情報の提供を受け WEB 年調へ反映させること。

(イ) WEB 年調に係る操作マニュアル（年末調整担当者用、職員用）の提供

(ウ) 職員による申告内容の入力の受付

対応する申告書は次のとおりとする。WEB 年調は、申告書への入力、保険料控除等に係る証明書および住宅借入金等特別控除申告書等（以下、「証明書等」という。）の画像の送信を行うことができること。

【対応する申告書】

- ① 扶養控除等申告書（当年分）
- ② 扶養控除等申告書（翌年分）
- ③ 保険料控除申告書
- ④ 基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書（以下、「基配所申告書」という。）

⑤ 住宅借入金等特別控除申告書

※ ①②の扶養控除等申告書については、それぞれ異なる内容を申告可能とすること。

(エ) 申告内容の確認、照査

受注者は、職員の申告について次のとおり確認および照査を行い、必要に応じて申告内容の修正を行うこと。

ただし、WEB 年調の機能により記入誤りや申告書間の矛盾を防止する措置を講じている場合は、確認等に代えることができるものとする。

【確認および照査内容】

- ・ 申告内容の記入漏れ、記入誤りの確認
- ・ 申告に必要な証明書等の添付確認
- ・ 申告内容と証明書等の画像の照査
- ・ 申告内容の確認
- ・ 扶養控除申告書（当年分）と基配所申告書に矛盾点がないかの確認・照査
- ・ 扶養控除等申告書（当年分）と扶養控除等申告書（翌年分）に矛盾点がないかの確認・照査

(オ) 年末調整担当者からの問合せ対応（電話およびメール）

(カ) 年末調整データ作成

受注者は、WEB 年調による確認・照査後の申告内容および情報を元に、年末調整データ（エクセル）を作成する。作成する年末調整データは、職員情報および扶養親族に係る情報の変更点、保険料控除、住宅借入金等特別控除に関するデータを含むものとする。

(キ) 年末調整関係申告書の電子データ等による提出

受注者は、(カ) で作成した年末調整データを町へ提出するとともに、(ウ) の各申告書に職員の申告内容を反映した申告書様式の PDF ファイル等を町へ提出すること。その際、給与の支払者名称等についても記載すること。

※その他必要となる書類、データはその都度双方で協議し決定する。

1. WEB 年調特記事項

- (ア) パソコン、スマートフォン、タブレットのいずれからでも申請できること。
- (イ) WEB 年調の利用に必要な環境設定は受注者が行うこと。

2. 個人情報データの提供時期およびデータ等の納品時期

(ア) 年末調整関係申告書および年末調整データ等の納品期日：令和 7 年 12 月 5 日（金）
詳細な期間については、受注者決定後、委託期間の範囲内で定めるものとする。

4 その他

- (ア) 仕様書に記載されていない事項については、担当課と協議の上、決定すること。
- (イ) 契約締結後に法改正等の理由によって年末調整に係る申告書の内容に追加や変更が生じたときは、受注者においてこれらに対応した WEB 年調を準備し、追加や変更に対応した年末調整関係申告書および年末調整データ等を納品すること。
- (ウ) 業務上知り得た秘密は、業務が完了した後も継続して、絶対に第三者へ漏洩しないこと。
- (エ) 受注者は、本業務の全部または一部を第三者に委託しないこと。ただし、あらかじめ町の承認を受けている場合はこの限りではない。
- (オ) 受注者は、年末調整の誤りを防止するため、二重のチェック等を行う業務設計とすること。
- (カ) 受注者は、本件業務委託に要する費用を示す際に、対象者の人数に応じて変動する料金に係る計算の内訳を明らかにすること。